

# 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 27 年 3 月  
特許庁

## 1. 改正の必要性

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「特例法」という。）第 13 条第 2 項では、特許公報、実用新案公報、意匠公報又は商標公報について、インターネットを利用して公報を発行することが可能とされている。

しかし、現在、特許庁が発行するインターネット公報は、登録実用新案公報、意匠公報及び商標公報・公開商標公報にとどまり、特許公報、公開特許公報、審決公報等については、DVD-ROM 等の記録媒体に記録する方法で発行されている。

今般、特許庁では、利用者の利便性向上のため、これらの公報についてもインターネット公報に移行する予定だが、インターネット公報を発行する場合には、情報の改ざんの有無の確認など、公報発行の際の信頼性を確保するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）第 35 条第 2 項に基づき、送信する情報に「電子署名」を付与する必要がある。

「電子署名」を付与するためには、送信側（特許庁）は個別のファイルに「電子署名」を付与する作業を要し、また、受信側（ユーザー）においても個別ファイルの改ざんの有無を確認するために、ダウンロードした個別ファイルの電子署名の検証作業をそれぞれ行う必要があり、双方の作業量を著しく増大させる要因となっている。

現在インターネット化されている公報は、この双方の作業量を少なくするため、公報 1 件ごとではなく、週次の発行単位ごとに一括して電子署名を付与している。一方で、特許公報や公開特許公報は、現在発行されているインターネット公報と比べてデータ量が格段に大きい<sup>\*1</sup>ことから、週次の発行単位ごとに一括して電子署名を付与するのが技術的に困難であり、ファイルを細かく分割して電子署名を付与する必要がある<sup>\*2</sup>。そのため、特許公報や公開特許公報について電子署名を付与する場合には、双方の作業量が著しく煩雑になるという問題があり、「電子署名」という従来の手法では、公報へ容易にアクセスできる環境を構築するのが困難である。

このような状況に鑑み、特許庁では、「電子署名」を付与する方式を改め、より利便性の高い「SSL サーバ証明書<sup>\*3</sup>」を採用する予定である。

このため、特例法施行規則第 35 条第 2 項について所要の改正を行うこととする。

※1 昨年 1 年間の公報発行件数は、登録実用新案公報が約 0.7 万件、意匠公報が約 2.9 万件、公開商標公報が約 10.3 万件であるのに対し、特許公報は約 26.9 万件、公開特許公報は約 25.9 万件であり、1 件あたりのデータ量も、特許公報及び公開特許公報は、他の公報よりも格段に大きい。

※2 現在のインターネット公報で利用している電子署名ファイルの仕様（製品の限界値）ではファイルのデータ量を 100MB 以内におさめる必要がある。公開特許公報をインターネット化する場合、週次 1 発行あたり約 4,400MB (4.3GB) を 44 ファイルに分割する必要があり、送信側及び受信側の作業負担（例えば受信側においては、ユーザーが 1 発行ごとに 44 回のダウンロード及び検証作業を行う必要がある。）が極めて大きくなる。

※3 内閣官房情報セキュリティセンターが策定する「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」（平成 26 年 5 月 19 日）は、「提供するコンテンツがウェブサイト上にある場合には、SSL (TLS) を用いた『https://』で始まる URL のウェブページとすることにより、利用者は当該ウェブページが改ざんなく受信できていることを確認できる。」としている。

## **2. 改正の内容**

今般の改正にあたっては、昨今情報通信技術の進歩状況を考慮し、採用技術名が変わるごとに省令改正を行う必要が生じないよう、具体的技術名を規定せず、「当該情報に改変を防止するための措置を講ずる」旨を規定することとする。

なお、インターネットを利用した特許公報の発行は、特許庁業務運営計画（平成26年6月）において平成27年度当初から対応することが明記されている。これに対応するため、平成27年4月1日以降に発行する公報を対象に公報仕様の改定・システムの調達を行っていることも踏まえ、本改正は平成27年4月1日から施行することとする。

## **3. 公布及び施行期日**

公 布 日：平成27年3月20日

施 行 期 日：平成27年4月 1日